

高松市監査委員条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 4 日

高松市監査委員 木 田 一 彦
同 大 西 均
同 中 西 俊 介
同 坂 下 且 人

高松市監査委員規程第 1 号

高松市監査委員条例施行規程の一部を改正する規程

高松市監査委員条例施行規程（平成 2 7 年高松市監査委員規程第 1 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（監査の実施） 第 4 条 略 2 ～ 4 略 5 請求又は要求による監査（法第 7 5 条第 1 項、第 9 8 条第 2 項、第 1 9 9 条第 6 項若しくは第 7 項、第 2 3 5 条の 2 第 2 項、第 2 4 2 条第 1 項若しくは第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項又は地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 7 条の 2 第 1 項若しくは同	（監査の実施） 第 4 条 略 2 ～ 4 略 5 請求又は要求による監査（法第 7 5 条第 1 項、第 9 8 条第 2 項、第 1 9 9 条第 6 項若しくは第 7 項、第 2 3 5 条の 2 第 2 項、第 2 4 2 条第 1 項若しくは第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項又は地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 7 条の 2 第 1 項若しくは同

法第 3 4 条において準用する法第 <u>2 4 3 条の 2 の 9</u> 第 3 項の規定による監査の請求又は要求をいう。) は、その事項につきこれを行う。 6 ・ 7 略	法第 3 4 条において準用する法第 <u>2 4 3 条の 2 の 8</u> 第 3 項の規定による監査の請求又は要求をいう。) は、その事項につきこれを行う。 6 ・ 7 略
---	---

附 則

この規程は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。